

○島田市小規模特認校制度要綱（抜粋）

平成17年5月5日  
教育委員会告示第1号

（趣旨）

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれた小規模小学校（6学級以下の小学校をいう。）において教育を受けることを希望する者に対し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条の規定に基づき、就学すべき小学校の指定を変更する制度（以下「小規模特認校制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施小学校及び対象学年）

第2条 小規模特認校制度による就学を認める小学校（以下「小規模特認校」という。）は、島田市立伊久美小学校とする。

2 小規模特認校制度の対象となる学年は、すべての学年とする。

（就学できる児童の数）

第3条 小規模特認校制度により就学できる児童の数は、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、毎年度定める。

（就学の時期及び期間）

第4条 小規模特認校に就学する時期は、4月1日とする。

2 小規模特認校制度により就学する児童は、小学校を卒業するまでの間、当該小規模特認校に就学するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難になった場合には、施行令第5条第2項の規定により就学すべき小学校（以下「指定小学校」という。）を指定するものとする。

（指定変更の要件）

第5条 小規模特認校への指定の変更を申し出ることができる保護者は、安全な交通手段により児童を通学させることができる者でなければならない。

（指定変更の申出）

第6条 小規模特認校への指定の変更を受けようとする保護者は、別に定める時期までに、小規模特認校指定変更申出書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（審査及び通知）

第7条 教育委員会は、前条の申出書を受け取ったときは、その内容について審査し、指定を変更する場合には、小規模特認校指定変更承認通知書（様式第2号）により申出者に通知するとともに、小規模特認校指定変更通知書（様式第3号）により当該小規模特認校の校長及び指定小学校の校長に通知するものとする。

2 教育委員会は、指定を変更しない場合には、小規模特認校指定変更不承認通知書（様式第4号）により申出者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、小規模特認校制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市小規模特認校制度要綱（平成14年島田市教育委員会告示第13号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

